

平成 30 年度国保事業費納付金等の算定結果について

平成 30 年 3 月 8 日
長野県健康福祉政策課国民健康保険室

平成 30 年度からの新たな国民健康保険事業における、国保事業費納付金等の算定結果は以下のとおりです。

1. 納付金

ア 県全体の納付金額（一般分）

納付金額が H28 と比較して一定程度以上増加する市町村に対し、激変緩和措置を行った（※1）結果、県全体の単年度伸び率は 100.05% とほとんど変わらない。

県平均一人当たり納付金額 ※2（円）			増加 市町村数	減少 市町村数
H30（a）	H28（b） ※3	単年度伸び率 （a/b を単年度換算）		
116,240	116,121	100.05%	50	27

※1 納付金額が H28 と比較して保険給付費等の自然増相当の伸びである 100.96%（単年度当たり 100.48%）以上増加する 47 市町村に激変緩和措置を実施。

※2 医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算額

※3 H28 納付金額は各市町村の決算額に基づく理論値

イ 市町村別の納付金額

別紙 1 のとおり。

<参考：各市町村の納付金額の算出方法>

県全体の納付金総額を、各市町村の被保険者数・世帯数・所得額に応じて按分した額に、各市町村の医療費水準を反映させて（＝医療費が高い市町村は納付金が高い）、各市町村の納付金額を算出。

2. 標準保険料率

ア 都道府県標準保険料率

都道府県間の保険料水準の比較を行うための保険料率であり、全国統一の算定基準（2 方式）で算出される。

イ 市町村標準保険料率

市町村間の保険料水準の比較を行うための保険料率であり、県から示された納付金を賄うことができる料率について県内統一の算定基準（3 方式）で算出。実際の保険料率は、市町村標準保険料率を参考として各市町村が決定するため、今回の算定結果が H30 の実際の保険料率を示すものではない。

ア、イの具体的な数値については、別紙 2 のとおり。

3. 今後の市町村における保険料率の検討について

市町村においては、市町村別の納付金額や市町村標準保険料率等の算定結果を参考として、基金等の活用等により、これまでの保険料率を踏まえた保険料率を検討し、決定する。